レンタカー貸渡約款

レンタカー貸渡約款

第1章　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
第１章（約款の適用）　・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

第２章　貸渡契約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
第２条（予約）　・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

第３条（貸渡契約の締結）　・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

第４条（貸渡契約の成立等）　・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

第５条（貸渡契約の解除等）　・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

第６条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）・・・・・ 2ページ

第７条（中途解約）　・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

第8条（貸受条件の変更）　・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）　・・・・・・・・・・・・ 2ページ

第３章　貸渡自動車　・・・・・・・　・・・・・・・・・・・・ 2ページ
第１０条（開始日時等）　・・・・・・・・・・・・ 2ページ

第１１条（貸渡方法等）　・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

第４章　貸渡料金　・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
第１２条（貸渡料金）　・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

第５章　責任　・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

第１３条（定期点検整備）　・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

第１４条（日常点検整備）　・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

第１５条（借受人の管理責任）　・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

第16条（禁止行為）　・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

第17条（自動車貸渡証の携帯義務）　・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

第18条（賠償責任）　・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

第６章　　自動車事故の処置　・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
第19条（事故処理）　・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

第20条（補償）　４ページ

第21条（故障等の処置等）　・・・・・・・・・・・・・・・ ４ページ

第22条（不可抗力事由による免責）　・・・・・・・・・・・・・・・ ５ページ

第７章　　取り消し、払い戻し等　・・・・・・・・・・・・・ ５ページ
第２３条（予約の取り消し等）

・・・・・・・・・・・・ ５ページ
第24条（中途解約手数料）　・・・・・・・・・・・・ ５ページ

第25条（貸渡料金お払い戻し）　・・・・・・・・・・・・・・・ ５ページ

第8章　　返還　・・・・・・・・・・・・・・・ ６ページ
第26条（レンタカーの確認等）　・・・・・・・・・・・・・・・ ６ページ

第27条（レンタカーの返還時期等）　・・・・・・・・・・・・・・・ ６ページ

第28条（レンタカーの返還場所）　・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

第29条（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）　6ページ

第９章　　雑則　・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

第30条（遅延損害金）　・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

第31条（契約の細則）　・・・・・・・・・・・・・・7ページ

第32条（管轄裁判所）　・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

第１章　　総則

第１条　当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む）に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めの無い事項のついては、法令又は一般の習慣によるものとします。

２　当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

第２章　　貸渡契約

（予約）

第２条　借受人は、レンタカーを借りるにあたって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

２　前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

３　前項により予約した借受開始時間１時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

４　第１項の仮受条件を変更する場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

（貸渡契約の締結）

第３条　当方は貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第９条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示を求め、運転免許証及び提示された書類の写しをとることがあります。

２　貸渡契約の申込みは、全第１項に定める借受条件を明示して行うものとします。

３　当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

（貸渡契約の成立等）

第４条　貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

（貸渡契約の解除）

第５条　当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号に該当したときは、何らかの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が全条により受領した貸渡料金を返還しないものとします。

【１】　この契約に違反したとき。

【２】　借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。

【３】　第９条各号に該当することとなったとき。

２　借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵のより使用不能となった場合には、貸渡契約を解除することができるものとします。

（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

第6条　レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

２　借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

（中途解約）

第７条　　借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。

２　借受人の責に帰する事由によりレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは貸渡契約を解除したものとします。

３　前項によりレンタカーを返還したときは、当は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

（借受の条件の変更）

第８条　　貸渡契約の成立した後、第３条第２項の借受条件を変更しようとするときはあらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

２　当社は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときはその変更を承諾しないことがあります。

（貸渡契約の締結の拒絶）

第９条　　当社は、借受人が次の事項に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします

【１】貸渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。

【２】酒気を帯びているとき。

【３】麻薬、シンナー覚せい剤等による中毒症状を呈しているとき。

【４】予約に際して定めた運転手とレンタカー引き渡し時の運転手が異なるとき。

【５】過去の貸渡において、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。

【６】過去の貸渡において、第１６条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第３章　　貸渡自動車

（開始日時等）

第１０条　　当社は、第３条第２項で明示された開始日時及び借受場所で、第１４条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

（貸渡方法等）

第１１条　当社は、借受人が当社と協同して道路運送車両法第７条の2にさだめる日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行いレンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとしています。

２　当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を確認を発見した場合には、予約又は、貸渡契約を解除できるものとし、予約申し込み金の返還に応じます。

３　当社は、レンタカーを引き渡したときは、中国運輸局岡山運輸支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第４章　　貸渡料金

（貸渡料金）

第１２条　　当社が受領する第４条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において中国運輸局岡山運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします

２　当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計金額とします。

第５章　　責任

第１３条　　当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

（日常点検整備）

第１４条　借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第４７条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

（禁止行為）

第１６条　借受人はレンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします

【１】　当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業はこれに類する目的に使用すること

【2】　レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

【３】　レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しく変造し、レンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。

【４】　当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しく競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

【５】　法令に違反してレンタカーを使用すること。

【６】　当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

第１７条　借受人はレンタカーを借受期間中、第１１条3項により交付をうけた自動車貸渡証を携帯しなければならない。

２　借受人は自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

（賠償責任）

第１8条　借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第６章　自動車事故の処置

第１９条　借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小かかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

【１】　直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

【２】　当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを停滞なく提出すること。

【３】　当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社に承諾を受けること。

【４】　レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

２　借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

３　当社は、借受人のため当該レンタカーに係わる事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

（補償）

第２０条　当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第１８条の損害保険賠償責任を次の範囲内においてて補するものとします。

【１】	対人補償	１名限度額	無制限
【２】	対物補償	１事故限度額	無制限（免責５万円）

【３】　車両補償　　１事故限度額　　時価額（免責10万円）
【４】　人身損害　　搭乗中のみ　　３０００万円
【５】　搭乗者補償　　１名限度額　　１０００万円

２　前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします

（故障等の処置等）

第２１条　借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

２　借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する経費を負担するものとします。また、車両の修理が必要となった場合、損害の程度や修理期間に関係なく修理期間の営業補償の一部として次の料金をご負担いただきます。

		ノンオペレーションチャージ	
1	自走して当社又は当初の返還予定地に返還した場合		20,000円
2	自走できず当社又は当初の返還予定地に返還できなかった場合		50,000円

３　借受人は借受期間中にレンタカーに異常又は故障が生じ、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当方に請求できないものとします。

（不可抗力による免責）

第２２条　当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

２　借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡しができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社はこの場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第７章　取り消し、払い戻し等

（予約の取り消し等）

第２３条　借受人は、第２条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取り消し手数料をしはらうものとします。
この予約取り消し手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込み金を返納するものとします。

２　当社は第２条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申し込み金を返納するものとします。

３　第２条の予約を受けたにもかかわらず、前２項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取り消されたものとします。この場合当社は予約申し込み金を返納することとします。

４　当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前３項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第２４条　借受人は、第７条第１項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料＝｛貸渡期間に対する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）｝×20％

（貸渡料金の払い戻し）

第２５条　当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

【1】　第５条第２項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額

【2】　第６条第1項により貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

２　前項の払い戻しに当たっては、中途解約手数料その他の受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第8条　返還

第２６条　借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩擦を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

２　当社は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立ち合いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

３　借受任は、レンタカーの返還にあたって、当社の立ち合いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後に遺留員について責を負わないものとします。

（レンタカーの返還時期等）

第２７条　借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

２　借受人は、第８条第1項により借受期間を延長したときは、変更後借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いづれか低い方の金額を支払うものとします。

（レンタカー返還場所等）

第２８条　レンタカーの返還は、第３条第２項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第１項のより返還場所を変更した場合には変更後の返還場所へ返還するものとします。

２　借受人は、前項ただし書きの場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

３　借受人は、第8条第１項による当社の承諾を受けることなく、第３条第２項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200％

（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）

第２９条　当社は、借受人が貸渡期間満了のときから７２時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと求められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きをとるものとします。

２　当社は前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

３　第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

第９条　雑則

（遅延損害金）

第３０条　借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年利10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

（契約の細則）

第３１条　当社はこの約款の実施に当たり、別に定めることができるものとします。

２　当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又これを更新した場合も同様とします。

（管轄裁判所）

第３２条　この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。